

宍粟市国民保護計画の一部改訂（案）に対する意見の回答について

【意見】 第2編第1章第5

2 警報等の伝達に必要な準備について

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知とあり、「サイレン音については、訓練等のさまざまな機会を活用して、住民に十分な周知を図る。」とある。

意見⇒P75 第3編第4章第1の2 警報伝達の内容の方法では、サイレンの単語に取り消し線が付けられており、サイレンでの周知は行わないと解釈する。サイレンについては周知する方向なのか使用しない方向なのか、統一すべきではないかと考える。

シーたん通信は屋内向けの音声放送端末、宍粟防災ネットはメール配信サービス。

国民保護計画において、原則として屋外スピーカー等からサイレンを鳴らす方向で運用されているはずだが、整合を図る必要があるのではないか。

【回答】

国民保護に係るサイレンは、Jアラートを通じて防災行政無線から流れるサイレンを示しており、本市には、防災行政無線を設置していないため、サイレンによる住民への周知を削除しています。

2 「警報等の伝達に必要な準備」(4) 「国民保護に係るサイレンの住民への周知」につきましては、削除を漏らしているため、今回の改訂で削除します。